

令和 7 年第 2 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 1 号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する
条例）・・・ 1
- 第 2 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める
ことについて）・・・ 2
- 第 3 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める
ことについて）・・・ 3

報 告

- 第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更す
ることについて）・・・ 4
- 第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更す
ることについて）・・・ 5

専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

（1）公示送達関係

公示送達に関する規定の整備

公示送達の方法について、市のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、市役所の掲示場または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことができる

（第18条／地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日施行）

（2）個人市民税関係

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

特定親族（年齢19歳以上23歳未満）について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に逡減する仕組みとする。

（第34条の 2／令和 8 年 1 月 1 日施行）

（3）軽自動車税（種別割）関係

種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

現行の50ccバイクは、令和 7 年11月規制への適合ができないため、原動機付自転車の車両区分に「排気量125cc以下で50cc相当以下に制御したバイク」を追加する。

（第82条／令和 7 年 4 月 1 日施行）

（4）たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から見直す

加熱式たばこの課税標準について、2 段階に分けて 1 本当たりの税額を紙巻たばこ同等にする。

（附則第16条の 2 の 2／令和 8 年 4 月 1 日施行）

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和7年3月27日（木）午前7時30分頃

2 事故の発生場所

市道掛渕大坊線（長門市油谷蔵小田 1183 番 5 地先）

3 損害賠償の相手方



4 事故の概要

相手方が、市道掛漕大坊線を自動車で行中、路面沈下部に自動車左側の前後輪が落ち、その衝撃により相手方に物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 車両左側前後タイヤ破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝40：60

7 損害賠償の額

金 15,444 円

(内訳) タイヤ取替料 38,610 円

38,610 円×過失割合 0.4

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和7年2月18日（火）午前8時20分頃

2 事故の発生場所

三隅交流プラザ駐車場（長門市三隅下518番地）
（当時、三隅農業者トレーニングセンター）

3 損害賠償の相手方



4 事故の概要

相手方車両が敷地内通路から駐車場への進入につき溝蓋上を走行した際、溝蓋の鉄板が溝にずれ落ちると同時に同鉄板の対角の跳ね上がりによって車両の右サイドシル下部に損傷を及ぼし、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 車両右サイドシル下部のへこみと塗装剥離

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 48,843 円

(内訳) 修理費用 48,843 円

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

1 報告の概要

議決を得て契約をした工事について、契約内容の変更に伴い契約金額に 300 万円未満の変更が生じたことから、契約を変更することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分により処理したので、同条第 2 項の規定に基づき市議会に報告するもの。

2 報告の内容

（1）工事の名称

仙崎公民館建築工事

（2）変更契約締結日

令和 6 年 12 月 2 日

（3）変更した事項

ア 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

当初 305,800,000 円

変更後 304,211,600 円

※1,588,400 円の減額

（4）変更の主な理由

- ・北側隣地境界側の 69 枚の矢板 H=6.0m を 4.0m に変更したことによる減
- ・外部仮設足場の枠組先行足場をくさび緊結式足場（次世代型）に変更したことによる減
- ・掘削工事における埋設物処分の数量の変更による増
- ・サイン計画の変更による増
- ・県道歩道部分のインターロッキング舗装 19.3 m²の一時撤去・再設置の追加による増
- ・発注指定型の週休 2 日工事（4 週 8 休）が達成されず、4 週 7 休工事が見込まれることによる減
- ・敷地内のアスファルト舗装の工事面積の追加による増

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

1 報告の概要

議決を得て契約をした工事について、契約内容の変更に伴い契約金額に 300 万円未満の変更が生じたことから、契約を変更することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分により処理したので、同条第 2 項の規定に基づき市議会に報告するもの。

2 報告の内容

（1）工事の名称

西消防署庁舎建築工事

（2）変更契約締結日

令和 7 年 2 月 13 日

（3）変更した事項

ア 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

当初 192,500,000 円

変更後 191,427,500 円

※1,072,500 円の減額

イ 完成期日

当初 令和 7 年 3 月 21 日

変更後 令和 7 年 3 月 31 日

（4）変更の主な理由

ア 契約金額

- ・令和 6 年 3 月 14 日以前に入札通知している工事のため、工事請負契約書第 57 条の定めに基づき、適用基準日が令和 6 年 3 月 15 日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金の額の増
- ・柱状改良杭の工事の実績による減
- ・3つの基礎を直接基礎に変更することから、基礎底盤の地耐力を確認するため、平板載荷試験を1箇所追加したことによる増
- ・南側隣地境界線の重力式擁壁（L=2.44m）の追加工事による増

イ 工期の延伸

- ・コンクリート、資機材等の納入に日数を要したことによるもの